**業務委託契約書（包括型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、業務委託に関する包括的な契約関係を定めるため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は乙に対し、本契約に基づき発生する複数の業務を包括的に委託し、乙はこれを受託する。両当事者は、本契約を通じて継続的かつ安定的な取引関係を構築することを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「業務」とは、甲が乙に委託する一切の業務をいう。具体的な内容は別途発行される個別契約書または発注書により定める。
2. 「成果物」とは、乙が業務遂行の結果として甲に引き渡す資料、プログラム、データ等をいう。
3. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の権利をいう。

**第3条（業務委託の範囲）**

1. 甲は、必要に応じて乙に対し、個別契約書に基づき業務を委託する。
2. 個別契約書には、業務内容、納期、報酬、支払条件その他必要事項を記載するものとする。
3. 個別契約書と本契約に矛盾抵触がある場合は、個別契約書を優先する。

**第4条（再委託）**

1. 乙は、甲の事前の書面承諾を得た場合に限り、第三者に業務の全部または一部を再委託できる。
2. 前項の承諾がある場合でも、乙は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
3. 特例として、甲が指定する特定の下請事業者への再委託は、甲の承諾を得たものとみなす。

**第5条（秘密保持）**

1. 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を第三者に漏洩してはならず、本契約の目的以外に利用してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も5年間存続する。

**第6条（知的財産権の帰属）**

1. 成果物に関する知的財産権は、原則として甲に帰属する。
2. 乙があらかじめ保有していたノウハウや技術を利用した成果物については、その部分の知的財産権は乙に留保される。
3. 双方が共同で開発した知的財産権については、別途協議のうえ決定する。

**第7条（報酬および支払条件）**

1. 甲は乙に対し、個別契約書に定める報酬を支払う。
2. 支払期日は、原則として成果物の検収完了後、翌月末日とする。
3. 支払に関しては、銀行振込手数料を乙の負担とする。

**第8条（遅延損害金）**
甲または乙が本契約または個別契約上の金銭債務を履行しない場合、年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

**第9条（業務遂行）**

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとする。
2. 乙は、甲の指示に従い、業務の進行状況を報告しなければならない。

**第10条（検収）**

1. 甲は、乙から成果物の引渡しを受けたとき、速やかに検査し、合否を通知する。
2. 検収に合格した時点で、成果物の納入は完了したものとみなす。

**第11条（契約期間）**

1. 本契約の有効期間は契約締結日から2年間とする。
2. 期間満了の1か月前までに当事者いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、自動的に1年間延長される。

**第12条（契約の解除）**

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、催告なく契約を解除できる。
(1) 契約義務の重大な不履行
(2) 支払停止または破産手続開始の申立てがあったとき
(3) 差押え、仮差押え、強制執行等を受けたとき
2. 前項に基づき解除された場合、損害賠償請求を妨げない。

**第13条（損害賠償）**

1. 甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その一切を賠償しなければならない。
2. 乙が成果物に瑕疵を生じさせた場合、甲は修補、代替品の納入、損害賠償を請求できる。

**第14条（不可抗力）**
天災地変、法令の改廃、公権力の行使その他当事者の責に帰さない事由により履行不能となった場合、当該当事者は責任を負わない。

**第15条（存続条項）**
秘密保持義務、知的財産権、損害賠償、準拠法および裁判管轄の条項は、本契約終了後も有効に存続する。

**第16条（準拠法・裁判管轄）**
本契約は日本法に準拠し、紛争が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第17条（協議事項）**
本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
住所：
代表者名：

乙：●●株式会社
住所：
代表者名：